

平成 2 7 年度第 3 回総合教育会議会議録

日時：平成 2 7 年 7 月 2 4 日（金）

午後 3 時 1 5 分開会

場所：津リージョンプラザ 2 階第 3 会議室

出席者	津市長	前 葉 泰 幸
	津市教育委員会	委員長 坪 井 守
		委 員 庄 山 昭 子
		教育長 石 川 博 之

教育次長 それでは定刻となりましたので、前葉市長から第3回津市総合教育会議の開会の御挨拶をお願いいたします。

市長 それでは、只今より第3回津市総合教育会議を開催させていただきますが、私どもの総合教育会議は、兎に角、何かちょっとしたきっかけで、何かあるときはいつでも随時開きましょうというスタイルでございます。今回のちょっとしたきっかけというのは、来年度の県政要望について一回、この場で議論しておいた方が良くないかと思いましたが、開催をお願いいたしましたところ、教育委員会サイドからエアコンのその後の状況だとか、いじめ対策だとかというようなお話もこの会議でしようかということになりましたので、今日は開催をさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いします。

教育次長 ありがとうございます。本日の協議調整事項は、お手元の事項書のとおり、(1)の平成28年度県政に対する要望についてと、(2)の小中学校教室のエアコンの健康上の取扱いについて、(3)の津市のいじめ対策についての3件でございます。

それでは早速、協議調整事項、(1)の平成28年度県政に対する要望についてに入りたいと思います。それではどうぞよろしくお願いいたします。

教育長 はい。それではまず県政要望への要望事項に対する案でございますが、これにつきましては、予め教育委員会を開催いたしまして、委員の中で議論を行いました。具体的なこともございますので、私の方から説明をさせていただきますと思います。大きくは4つのカテゴリーで分けてございますが、まず大きな1の学校教育、人的支援の関係でございます。教育委員会といたしましては、まずこの教育内容の充実という面から、この四つをですね県政に対する要望として掲げております。

少し具体的にいきますと、1点目の市町活用提案型の加配、2点目の市町課題対応型の加配はいずれもよく似た内容ではございますが、若干取り扱いが異なるということで挙げてございます。現在、正規の職員が、津市で実は教員が1,340人おります。この中で、県の加配を現在206人、小学校・中学校合わせて206人の加配をいただいておりますが、まだですね足りないということもありまして、市単独で32人を配置しております。これの予算規模が毎年5,500万円ぐらいかかるところでございます。我々としては市単独の配置の方を0.5人前に割りまして、1人を二つの学校で配置する等の工夫を行って、学力の向上あるいは適正な学習環境を整えるところでございますが、さらに加配がいただければなど。その大きな理由といたしまして、現在

本市が進めております小中一貫教育でございますが、これを更に推進するためには、コーディネーターがどうしても校区に必要になります。そういった意味の加配が何かお願いできないかというのが県政に対する要望でございます。

次に3点目の小学校の30人学級の実現でございます。これには2つの要素がございます。30人学級を全ての学年に拡大してほしいという要望と、もう一つが現在の25人の下限の条件を撤廃して欲しい、この二つがございます。ところで現在、下限設定の中でこの県の取扱いによりまして、本市では小学校で13、中学校で5つの新たなクラスを設けることができます。これが下限を撤廃していただきますと、更に小学校で9つ、中学校で2つのクラスを分けることができますので、これは是非お願いをしたい。さらに全ての学年に拡大した場合には、小中合わせて98クラスの教室数が増えることになりますので、これは引続き要望をしていく、そういう内容でございます。

次に4点目でございますが、特別支援教育支援員の配置でございます。これにつきましてですね、平成27年度現在、津市で小中合わせて689人の対象の児童生徒がいます。この数は、ここ5年間で1.5倍に拡大をしております。これの対応のために現在、津市では156人の支援員を単独で配置していますが、これに係る経費が約2億1,000万円でございます。この部分につきまして、県費においてこの業務の事業化をしていただいて支援をしていただくことができないか、これが要望の内容でございます。

次に5点目でございますけれど、外国人の受入促進事業でございます。実はこれにつきまして、従来、国の方は予算措置がなされているものの、県費の段階におきまして一部予算の関係で、平成27年度は84%に縮減をされたところでございます。本市は外国人が特に多く、外国人の児童生徒が約388人在籍をしています。更に例えば、二重国籍のお子さんとかいろいろいらっしゃるしまして、結局外国に繋がる児童生徒といたしますと、490人おります。これに対して、いろいろな施策を講じていますが、大半がボランティアで進めております。予算額の規模としては、約200万円と小さな規模ではございますけど、満額の交付をしていただくことができますよう何とかお願いをしたいというのが5番目でございます。

次に経済的支援の中では6点目の就学援助、これにつきまして、準保護者に対して行う事業の財政措置をお願いしたいということでございます。現在、援護の対象になっている生徒が167人、これに対しまして準援護の子どもが2,253人、非常に多くなっております。この準援護に係る2,253人が対象でございますが、大体、概ね1億8,200万円の予算規模になっておりますので、この部分が平成17年以降県からの財政支援がなくなっておりますので、ご配慮をいただけないかというのが、この経済的支援の要望でございます。

続きまして、大きな番号で行きますと3の施設整備の関係でございますが、7点目の学校施設環境改善交付金、これの国への働きかけでございます。実はこれも二つの内容がございます、まず1点は現在の補助対象項目、これを確実に補助金として履行していただきたいというのが1点、もう1点は工事費でございますが、国の積算単価と津市が実際に事業を行う時の基準単価がちょっと大きくかい離するところがございますので、基準の見直しを現場の実態に合わせていただきたいというのが要望内容でございます。まず、最初の補助対象項目の確実な履行という面でございますが、実は平成27年度に国の方で通常、採択の基準に入っているにも関わらず採択されなかったという項目がございます。これが空調設備、太陽光、給食室の整備、トイレ、このようなものが補助の対象ではございますが、内示ではいただくことができなかった。これの影響額が約5,000万円でございます。この点につきましては、対象項目を確実に履行してほしいというのが1点目でございます。二つ目は工事費の国の基準と実際に津市で仕事をする場合の乖離の問題でございますが、大規模工事を行う場合には、大体国の基準の実態といたしましては、概ね200%ぐらいかかっているの多いのですが、平均を取りまして150%から200%と言う形で経費が実際にかかりますので、この点につきましては国に基準をしっかりと現場に合わせて欲しいという要望でございます。

次に施設整備関係では、通学路の県の管理道路の安全確認でございます。市道の場合は市の内部でいろいろ調整を進めるわけでございますが、県が管轄される道路につきましても、是非子どもの通学路という安全確保、この面から早急にこちらの要望に対して対応をお願いしたいという要望でございます。概ね前向きには取り組んでいただいておりますけど、何分、津市の場合、学校の数が多く通学路の危険な個所も多いものですから、引続きこれも県に要望を出していきたいとするものでございます。

次に大きな4項目、生涯学習関係でございます。まず、放課後児童クラブの支援の維持の拡大でございます。これも、いくつかですね、ポイントがございます。まずは、放課後児童クラブ、27年度に国の方が大きく基準を改定していただいたおかげで、ずいぶんと支援の枠が広がるわけでございますけれども、さらに小規模放課後児童クラブへの補助、これは国でも設定が新たにされたわけでございますけれども、色々な基準の枠がございます、津市の場合、これに該当するかどうかということがございます。まあ、そういった中で、県の補助制度、現在、ございますので、これにつきましてはですね、引き続きお願いをしたいというのが1点でございます。

それと大きな2つ目でございますけれども、ひとり親家庭の経済的負担の軽減措置でございます。これにつきましては、平成27年度は単年度施策として

県の方から支援事業というお話がございました。本市におきましても、前向きに取り組み、検討を進めているところでございますけれども、是非、継続的に実施できるようにお願いをしていきたいというものでございます。次に３点目でございますけれども、新たにこの４月から支援員という名前になりました指導員さんでございますけれども、資質向上に係る研修、これは急務でございますので、これにつきましても色々な支援をお願いしたいということが１点、それから最後になりますけれども、ＡＥＤにつきましても、全ての児童クラブです、現在、学校にあるＡＥＤを共有する形で設定をしておりますけれども、全てのクラブにＡＥＤが配置できるように助成制度をお願いしたいというのが要望内容でございます。

続きまして、博物館のですね、本市が保有する歴史民俗文化財の活用でございます。まあ、ミエムが開設されてから、非常に多数の来場者もでございます。まあ、そういった中で、是非ですね、あその場所で本市の歴史文化を紹介する企画展、これを県と共催でお願いが出来ないかということで、現在、担当レベルで話を進めておりますけれども、是非、実現に向けてですね、御尽力のお願いをしたい。もう１点、こうしたですね、文化財とか、あるいは史跡だけではなくて、例えば、しゃご馬とか唐人踊り、こうした伝統芸能、こうした体験イベントにつきましても、この新しい県の博物館のコンセプトのひとつでございます体験的な学びというのがコンセプトというのであれば、まあこういったこともそうした企画の中に入れていただいて、広く津市の文化財をですね、広い面から、是非、紹介する場としてご協力をお願いできないかという以上１０点を、教育委員会としては県政要望にしていきたいということでございます。

市長 はい、あの今の説明のような内容について、きちっと私も受け止めて、津市としてですね、来月の早々にとりまとめて、発表をした上で、知事のところをお願いをし、かつ、ずっと三重県の各部長のそこ、私自身がずっと回りますので、そのうちの一人として県の教育長のところにも行ってまいります、まあ、教育委員会同士ということもあるので、教育委員会は教育委員会として、是非話をより詳細にね、していただきたいと思いますので、よろしく願いを申します。

その上でちょっと２、３、現場に近い、坪井さん、庄山さんから、ちょっと感覚を聞かしておいていただきたいんですけど、２つあって、１点はですね、あの加配についてですね、県教委と話をすると、あの意図的に加配を、何かの特定の意図を持って加配をするのがいいのか、それとも市教委に任せて一定の枠で市教委の判断で現場に持たせてもらうのがいいのかというところについて、県教委自身がどう考えているのか少し私も分からない面があると。特別教育支

援員のこともそうなんですけど、毎年要望しとるけども、にべもないわけですよ、県教委はね。じゃあ、正規の職員の加配について、教員の加配について、どこがどれだけやってくれるかというところ、あんまりこうはつきりしないところがあって、お金の問題なのかなあといっても、考え方としてどうなのかなあということがよく分からないのです。現場というか市教委サイドとしては、ここに書かれたような提案型とか、課題対応型とかあるけれども、三重県全体として何か特定のテーマに対して加配、たとえば学力向上に向けて加配をしましよるなんていうことなのかなあとか。そうだとすれば、県・市教委としてどんなふうな受け止めになるのかなあというように、ちょっと肌感覚として、少しお聞かせいただいとくと、要望のときにより実態に即したような要望が出来るのかなあと思いますので、よろしくお願いしますというのが1点です。

先にお話をさせていただくと、もう1点は6番の準要保護者ということで、これはまさに市長部局と重なる面なんですけど、これは生活保護の基準を下げた時に、子どもたちのところの支援が要生活保護者以外のところ、生活保護対象家庭以外のところにもあったわけなんですよね、元々ね。元々あって、準要保護児童という制度なんですけど、これの対象がどうなるかということで、結構、平成25年度でしたか、話題になったことがあったんです。それで今の教育長の説明は、それについて県が支援をするような事を要請するような感じに受け取れたんやけど、ちょっと無理でしょう。これ、もともと三位一体改革で国庫補助がなくなって、県はもともと補助金を出してないわけでしょう。だからそれはそうじゃなくって、多分、準要保護のところをどう考えとんのやと、生活保護の生活扶助基準だけ下げてきて、対象を絞り込んできて、それで子どもの所だけ市単独で拾えっていう話は、なんかちょっと地方財政の秩序の面でおかしいような感じがあるんですよね。ここをどういうふうに、実態、学校の子ども達、いわゆる準要保護児童というのは生活保護受給世帯の子どもたちと同じような状況、厳しい状況にあるのか、そこをどう考えるのかいうことを、ちょっと現場感覚のお話をお聞かせいただければありがたいなと、この2点ですね。よろしくお願いします。

委員長 それでは、加配関係なんですけど、多分、県のほうは、国の加配の基準は決まっているので、その枠内で割り振りするのだと思うのですが、以前は県も市も同じような共通課題、少人数加配、生徒指導の問題は生徒指導加配とか、そういう形で思いが一致していたので、こういう配置で上手くいったと思うのです。特に三重県の場合は、人権教育とかがよくなされていますので、人権同和教育加配という形でずっとされてきたんですけど、最近、それぞれの市町で独自の施策を打ち出してきたということがあることを考えれば、私としては、

提案型という形で県のほうに要望して、我が津市にあった加配ということが、積極的な施策にも繋がっていくと思います。

これも十分にまだ議論していないところもありますが、学力向上に向けた加配も必要だと思うのですが、後半、いじめの問題が出てくるんですけど、いじめの問題は、心の教育である生徒指導の面もあって、そういった方を加配に入れていただくことも一つの方法ではないかと。そうすると提案の幅を広げておいた方がいいのかなと思います。どちらかと言いますと、いじめの問題も教員だけで対処しようとしてしまいますので、もし、幅広く人材を入れていただけるのであれば、教員に限らずスクールソーシャルワーカーとかいった人達も、外部からたまに来ていただくんじゃなくて、職員として位置付けて、例えば、大変な中学校で常に相談にのってもらったり、違う視点で学校の子ども達を見ていただく、そういう加配のあり方もあるのではないかなという感じもしております。

市長 提案型の部分を解除すべきというお考えですか。

委員長 どちらかというとなんかそういう感じがするのです。

庄山委員 私も同じような考え方をしているのですが、今から20年程前は中学校の生徒指導が厳しかったりして、三重県中の学校が荒れる状況がございました。その時は、どの市町も同じような生徒指導の加配が欲しいとかいった同じような要望が出ていたのかなと思い出しております。しかし、現在のところ津市では、小中一貫教育のコーディネーターが欲しいだとか、四日市ではもう少し違った考え方をしてみえるようで、県で各市に応じたような活用提案型のような、坪井委員長と同じような考え方になるのですが、県下一斉に生徒指導の加配だよ、人権教育の加配だよということではなく、人権教育の加配はどこも三重県域同じだと思うんですけど、それ以外のテーマ別の加配をいただけると、市の教育委員会としましては、学校の配置がしやすいということではないかと。三重県の北から南まで考えますと、よく似た課題もあるんですけど、違ったような状況もございますので、まったく同じでは、まあ、市でいただくのはありがたいので、いただくんですけど、その配置が難しいのではないかと私は考えています。

市長 分かりました。2番目については。

委員長 最近現場におりませんので、ちょっとよく分からないところもあるの

ですが、経済格差がよく新聞やいろんな統計で出てきているんですけど、確かに実感する部分があります。私も今、幼稚園関係のところに勤めておりますので、保護者の中にはそういう経済的に非常に苦しいなという思いがあるという、そういった意味では、小学校に勤務している時に給食費が出せる、出せないという非常に苦しい問題に担任が対応している場面があり、私が初任になった頃に比べて、ちょっと目立ってきたという感じがしました。ただそれは、生活が苦しいから給食費を出せないという問題だけじゃないかもしれないので、なんとも言えませんですけど、その当たりに関しては、準要保護児童への手当については、どういう形でしたらいいのか分かりませんが、やっていく必要があるものと考えています。

庄山委員 私、今、学童保育の関係に携わっており、また、夏休みに子ども達を集めた寺子屋というのを開催していて、保護者や子どもの様子がよく分かるんですが、非常に格差がと言いますが、厳しい家庭は厳しいと思います。例えば、学童保育で保護者が仕事の帰りが遅くなるので延長して欲しいということがございまして、延長するためには多少なりとも金額が上がります。私達から考えれば、それほど大した金額ではなく、わずかなものなのですが、それが非常に出しにくい、厳しいんだなということを感じます。私、7年間学校を離れておりますので、準要保護の家庭が学校現場でどのようになっているのか分かりませんが、是非、援助してやれるものなら、是非、援助いただきたいと思います。本当に厳しい状況で、豊かなお家は本当に豊かでございます。

市長 就学援助事業は学校教育法に基づいて行われるんですか。要保護児童世帯への就学援助事業というのは分かるんですが、準要保護というのは、法律に基づいて行われるものなんですか。感覚で言いますと、生活保護の世界からはみ出す部分というのを教育の就学援助として行うのは教育側の論理があるんでしょ。だって、生活保護の世界、それは言わば。

庄山委員 福祉です。

市長 そうですね。生活保護だと福祉ですね。準要保護といって、生活保護に準ずる世帯に対する就学援助というのは、何なんやろな。教育ではないのかな。

教育長 想像の域になりますので申し訳ないんですが、準援の設定の仕方は各市バラバラでございまして、一定の国に基準に基づいてというのではないかと思います。おそらく、教育からの要望があって生活保護の基準に準じた形で国

がされたというものだろうと思いますが、法的な根拠については、申し訳ありません。

市長 市の単独の財源なんですよ。

教育長 財源についてはそうです。

市長 そのあたり、要望を確定されるまでによく整理しておいてください。今の実態の話はよく分かりました。

事務局 先ほどの準要保護につきましては、学校教育法に基づくものでございます。

市長 であれば、これは地方財政の問題と違うのかね。自治体の超過負担みたいな話として言ったほうがいいのかもわからない。

庄山委員 要保護の補助金についてですが、一志郡や安芸郡からオール津市になった時に津市の体制は非常に暖かい取扱いをされているなというのを感じました。今までの郡部でやっていた準要保護よりも津市はかなり出ていたように思います。いくらというのは、そのきちっとした金額は分かりませんが、すごいなと思いましたので。ですから、かなりお金を使っているな、予算を使っているんじゃないかなと思います。

市長 今の話ですと、生活保護の基準が下げられたりしたら、その部分、準要保護の世帯数が増えてきて、単に、それが津市の財政の負担になるのであれば、やはり、国家財政と地方財政の問題ですよ。

教育長 基準が下がった時に、随分と苦勞して津市は遜色なく今いってますけれども。

津市長 財政の話かもしれませんね。

教育次長 次の項にいかせていただいてよろしいでしょうか。

市長 はい。よろしくお願いします。

教育次長 それでは（２）の小中学校教室のエアコンの健康上の取扱いについ

て、お願いしたいと思います。

教育長 はい。実は前回の総合教育会議で、エアコンの議論をお願いしておるところですが、確かに、それ以降、議会の中で、冷房病と言ったらいいいんでしょうか、自律神経の低下の問題が、少し議論がございます。それで、前回の時にその件については、教育委員会の見解としては、触れてなかったものですから、今日改めて教育委員会としてのとらえ方を、御説明という形で資料が用意してございます。

冷房病という病気は、病名自体はないわけですが、自律神経の失調症あるいは低下ということでございます。一般的には室温が28度あるいは、外気との差が5度以内でないといけないというふうな体調を崩す可能性があると言われていています。そこで、3の(1)でございますが、教育委員会といたしましては、温度差による自律神経失調への影響という、これは懸念がございますけれども、今のところ現実にはその一方で教室温度が30度を非常に高く超えて、気分が悪くなったり保健室を利用したりする、こうした児童生徒も現実にあります。また、熱中症でございますけれども、現在急激に熱中症が増加をしておりますので、こうした対応、特に低学年では室内においても発症率が高いということがございます。一般世帯が既に90パーセントの設置率を越えておりますので、やはり教育委員会といたしましては、普教室へのエアコンの整備というのを、進めていきたいというふうに考えているところでございます。ただし、一番下の(2)でございますけれども、これの運用に当たりましては、もちろん観的なデータの中で、温度設定をするのはもちろんでございますけれども、各校には養護教諭がおりますので、それぞれの学校の特質に合わせて養護教諭の意見を聞きながら、適正な温度管理の下で運用を図ってきたいというのが教育委員会の考え方でございます。以上です。

市長 このテーマは、議会での一部の意見は、要するに、大人と子どもを比較している感じがあるんだけど、それは、この今のペーパーの2のところの2つ目に書いてあるように、子どもは自律神経の働きが大人ほど整っていないということで、適切な使用の仕方をするということなんですね。

教育長 確かにここに、子どもという記載してございますが、一番影響が出る場所というのが、乳幼児から始まって一番高齢者でこの部分というのはやはり影響を受けやすいということになります。これに加えて、事務所で働く女性の方も薄着になりますので、非常に外気温との差がということで、一般的に言われております。小中学校の子どもはですね、非常に活発に活動をしており

ますので、乳幼児ほど影響はないかと思いますが、ただ、さすがに廊下の温度と教室の温度の格差があまり大きくなりますと困りますので、扇風機の活用などをすれば一部それは回避できるということで考えているところです。

市長 高齢者の方が熱中症にならないためにエアコンを適正に使ってくださいよとアピールしている今の現状の下で、エアコンで冷房病が心配されるから、子ども達にはあたらせないんだということは、ちょっと私は、どうかなという感じがしておるんですが、これは、的確な温度管理をすれば、大きな問題はないという理解でよろしいでしょうか。

庄山委員 小学生の場合はもう夏になりますとペラペラの今、本当に暑いですから、それで教室も暑い、どこも暑い、どこに行っても暑いので、本当に薄いペラペラのシャツ1枚で活動して汗をかいて、汗びっしょりになります。エアコンが入るということであれば、またその服装等も考えることもあるでしょうし、一枚持ってきているとか、あるいは吹き出し口の調整とか、いろんな事を考えられます。それから、養護教諭がきちんとできると思いますから、また担任もきちんとその温度設定をしたり、あるいは学校内で使用状況をきちんと約束をするとか、規約をつくるとかそういうふうな形でできるのではないかと思います。暑い中で、10年程前はこういうふうな希望をするということすら駄目だと私は思っていました。授業中でも扇ぐんですよ、こう下敷で、それは駄目だということで指導はしてまいりましたが、芸術教育であるとか、知識理解教育の時にこの暑さでは授業にならないなというふうなことを感じながら廊下を歩いて回っておりました。是非、是非設置をお願いしたというふうに思っております。教育長が説明しましたようなことは学校できちんと対応できると思いますので、よろしくお願いします。

委員長 私も同じです。6月、7月の教室の中で40名近くの中学生の授業の光景を見ていたら、いくら先生が一生懸命やられてもあの暑さの中では、なかなか大変だと思います。そういう意味では本当に環境設定というのは前回も言いましたけれども、やっていく必要があるかなと。もう幼稚園の方では既に入っているんですよ。お昼寝なんかする時もやはり先生方もかなり温度調整とか、健康管理には気を付けてやっています。そのためにはすやすや寝てですね、そしてまた元気に遊ぶというそういった繰り返しというのをきちっとやっていますので、管理さえしっかりやっていけばいいんじゃないかと思います。

教育次長 よろしいでしょうか。だいぶ時間が経ってまいりましたので、それ

では3番の「津市のいじめ対策について」入らせていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

教育長 これは、従来からいろいろお話をしている中で、ちょっと確認の意味で挙げさせていただきました。今日は、2つにポイントを絞って簡単に説明させていただきたいと思いますが、まずは小学校と中学校のそれぞれの学校での取組状況、2点目といたしましては津市教育委員会といたしまして全体的な取組ということで少し説明をさせていただきたいと思います。

まず、中学校でございます。中学校は各学校に生徒指導主事というのが置いてあります。で週に1回適宜学年部会を開いて生徒の情報を共有はするんですけども、週に1回生徒指導委員会というのを校内で開催されて実施しております。更に月に1回各校の代表が集まりまして、指導協議会というのを開催しておりますが、この時には警察とか児童相談所とか関係機関にお越しいただいて毎月ケースワークをしております。中学校では具体的に子ども達に対しては年に3回の教育相談、個別面談でございますが、これをやっております。また、中学校では時間割なんかを書く連絡帳を活用しまして、生活ノートというのを活用して生徒との連絡調整を行っているところでございます。

次に、小学校でございます。小学校の方は各校に生徒指導の担当をやはり設置をしております。特に小学校では担任がしますが、日々の様子観察、これは、朝の会、休憩時間、それから保持者からの情報というのもたくさんございます。また、遊び仲間の変化、こういうのから様子を観察するという、しかも担任だけでは駄目ですので、専科の教員が各小学校におりますので、専科の教員が担任ではない目で子どもたちを見るということで、情報の収集に当たっております。

小学校では月に1回、職員会議をやるときに必ず、子どもたちの生徒指導上の情報っていうのを、学校の中で共有をしております。で、もう少し大きなところで、年に3回、各小学校の代表者が集まりまして、生徒指導の協議会、これを開催しております。子どもとの連絡の関係につきましては、小学校の場合は連絡帳を活用しておりますけれども、低学年になればなるほどではございますが、主に保護者との通信っていうのが中心になっております。

次に、配付した資料のですね、2ページを御覧いただきたいのですが、2ページに体系図がございます。下のですね、大きな体系図の方のちょうど真ん中にですね、教育委員会っていうのがございまして、その右側に津市いじめ対策会議っていうのがございます。現在、岩手の事件の中で、第三者委員会の話が起っておりますけれども、津市の場合は、いじめ対策会議っていう条例をすでに設置をしております。しかも、この対策会議の中では3つの機能を持って

おりまして、1つは、防止対策をどうしていくのか、それから2つ目といたしましては、法に定められる学校でいじめ報告があった場合にその調査を行う機能、それから、重大事態の起こった場合に調査をする機能。この3つを持っている訳でございますけれども、何か事が起こってから協議をしていたということではいけませんので、予め開催をいたしまして、津市の防止対策について、これでいいのかという議論、あるいはどういうところに的を絞って対応策を講じていかないといけないのか、こういったところについてもすでに御意見をいただきながら、進めているところでございます。そのうえで市長部局の方には、報告重大事案については報告をし、市長部局からまた議会の方に報告をする。こういう仕組みになっているところでございます。で、このいじめ対策会議でございますが、昨年すでに開催をしておりますが、今年度につきましては8月の下旬に開催をする予定です。以上です。

市長 これはね、岩手県の事件からすると、もう正に今おっしゃったような生活ノートのやり取りやけど、もうこれは本当に現場の先生とのコミュニケーションになっている訳で、現場での気付きっていうかですね、いかに子どもたちの心の変化をキャッチしていただくかっていうのは、もう本当に現場力にとにかく期待を、期待っていうか、すがる気持ちなんですよ、私らとしては。だからどんだけ「色んな仕組みがありますから大丈夫です。」って教育長が説明しても、「現場大丈夫？」っていう、それに僕らの立場だとつikirんです。よろしくお願いします。

委員長 先般も緊急に集まったんですよ。で、岩手の問題とはいっても、いつ何時起こるか分かりません。そこで出たのは、システム作ったら何となく、出来上がって大丈夫かなという、まあ仏作って魂入れずっていう話だと思うんですけども、正に今市長がおっしゃられたように、学校現場での気付きのアンテナっていうのは、岩手だと非常に弱まっているんじゃないかと。それと、やっぱり組織のトップである校長先生、その先生のいじめに対する認識という感性によって、すごく職員とか子どもたちへの響き方が違ってくると思うんですよ。ですからそういう辺りのリーダーシップとか危機管理意識というのを、もっとやっぱり持つ必要があるよねとか、それから先生達ももっと相談できるような雰囲気作りとか、まさに地域とか家庭もって言うけれど、まずは学校が自分たちで責任を持って、という気概でやらなきゃいけないね、というそんな話も出ていたんですよ。

庄山委員 あの事件が起こりまして、直ちに教育委員会を開いていただきまし

た。召集がかかりました。私はあの記事を見まして、「なぜ、どうして」っていう気持ちと、怒りの思いが沸きました。なぜ、というのは、私、三重県津市の中学校では、担任が、担任あるいは担任だけではなくて各教科の教科担任もクラブ活動顧問もいろんな先生が、子どもたちの指導に当たっている訳です。で、誰かが必ず気付く、気付いたら必ず学年主任なり学年の生徒指導担当にあげる、それがあがったらすぐに生徒指導主事にあがる、教頭にあがる、校長にあがる。直ちに生徒指導会議開催と、家庭訪問をする。これがもうシステムなんです。津市の中学校の場合は。それがなぜできなかったのか。どうしてできなかったのかっていうのが、教育委員会でも話題になりましたし、教育委員会事務局の担当の方もそういうふうに「なぜ、不思議だ。」というふうに思われたようです。津市の生徒指導の体制と、岩手県の生徒指導体制が違うのか、なぜ違うのか、というようなことを感じた訳です。校長会を通して、あるいは生徒指導の会議を通して、必ずこのことをもう一度各学校に伝えて欲しい。それから、小学校高学年で様々なことが起こるんです。で、解決はされますが、そのままの気持ちを持って、子どもたちは中学校に上がってきます。そこでまたいろんなトラブルが、まあ中一ギャップじゃないですけど、いろんなトラブルがおこります。中学校に入ったすぐの段階で、特に生徒指導で子どもたちの様子をしっかり見てほしいというようなことをお願いしました。多分もう一度校長会で、その関連のさまざまな会議で、そのことをお話していただくとします。今、市長さんがおっしゃった、現場力、まさしくその通りだと思います。校長の危機管理能力が何よりも大事で、校長が廊下をずーと歩いておれば、トイレに何かある、体育館がおかしい、あの子ちょっと変化があるのと違うか、大丈夫か、というようなことが分かると思うんですよね。ですから、その能力を磨いていくっていう、そのことが、本当に大事なことじゃないかなと思っています。

市長　なぜ、ああいうことが起こってしまうのか、津市の教育委員会から見ると不思議っていうか、分からないというか。そして、怒りと共に受け止められたということであればですね、そういう話を今日聞かせてもらったことで、少し安心しました。もう本当に、現場力、これに尽きるとしますので、是非、是非、なんとしてもよろしくお願いします。子どもの命、本当に大事なので、是非よろしく願いいたします。このいじめ対策の色々な仕組みが、平素機能しており、いざという時にこれが使われるっていう形にならないことを望んでいます。

教育次長　それでは時間も参りましたので、以上で協議調整事項を終了させていただきます。2番のその他でございますけども、事務局からはご

ざいませんが、何か皆様から特にございますでしょうか。

市長 ありません。

教育次長 よろしいでしょうか。それでは、本日の事項はこれもちまして、すべて終了いたしました。前葉市長から、閉会の御挨拶をお願いいたします。

市長 今日はありがとうございます。少し時間延長しまして、申し訳ございませんでした。県政要望については、今日のような議論も踏まえて、また政策財務部部長も同席しておりますので、また取りまとめて、来月早々に動きたいというふうに思います。それから、エアコンについては、今日のお話も含めて、引き続き来春までに、今後の計画をとということになっていますので、そのあり方、よく詰めていきたいなというふうに思います。それからいじめ対策については、今のことに尽きると思いますので、是非、教育委員会、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

各委員 ありがとうございます。